

歯科診療報酬明細書内容点検業務仕様書

1 委託業務

令和8年度歯科診療報酬明細書内容点検業務委託

2 対象とする診療報酬明細書

国民健康保険歯科診療報酬明細書 令和8年2月診療分～令和8年12月診療分。

ただし、疑義の生じたものについては令和8年1月診療分以前についても確認点検を行う。

3 予定数量 約312,000件

4 委託料支払い 作業月毎の業務完了後の翌月払い

5 委託期間等

(1) 委託期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

(2) 業務実施日 各診療月分のレセプトについて、令和8年8月から令和9年3月の各月上旬の発注者が指定する期間内（毎月5日間程度）において業務実施可能な範囲内で内容点検業務を行うものとする。

なお、期間については、点検を行う月の前月15日までに発注者から連絡することとする。

また、千葉県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）における審査月から6か月を経過した明細書については、再提出を行えないため、6か月を経過する前に必ず点検を行うこととする。

(3) 従事時間 1日のうち9時から17時までの間とする。

6 委託業務場所

健康保険課事務室内の指定された場所（国保総合システム端末設置場所）

7 委託業務概要

(1) 健康保険課が指定する期日に、保険者レセプト管理システムの操作技術を有した点検員を出張させ、千葉県国民健康保険団体連合会から貸与されている端末を使用し、歯科診療報酬明細書の内容点検業務及び点検結果の登録を実施する。

内容点検等業務の細目については、次項業務細目に定めるとおりとする。

(2) 受注者は、上記システムを使用するにあたり、善良なる管理者の注意をもってその操作を行うものとする。

受注者の責により上記システムに被害を生じた場合は、受注者は回復に要した費用について負担するものとする。

(3) 受注者は、発注者が指定する期日までに内容点検業務及び点検結果の登録を完了させ、その状況を千葉市健康保険課職員に引き継ぐものとする。

(4) 受注者は、委託業務実施にあたり契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 委託業務細目（診療報酬明細書内容点検業務実施方法）

診療報酬明細書について、内容の点検（診療報酬請求点数、単月・縦覧点検）を実施する。

(1) 診療報酬請求点数の点検

ア 診療報酬請求点数について

明細書の診療報酬請求点数は令和8年度診療報酬改定に伴う、省令、告示（それらに関連する通知、事務連絡を含む。）等との照合に努め、診療報酬の算定方法の誤り、点数の誤りのものを抽出すること。

イ 縦覧点検

同一被保険者の明細書を3か月以上まとめて点検し、請求の全部又は一部が重複しているもの等を抽出すること。

(2) 内容点検の結果再審査請求を行うことが適当と認められるものについては、該当する診療報酬明細書を抽出し、「保険者レセプト管理システム」に再審査対象として登録をすること。

ア 再審査提出方法の注意点

再審査理由欄の申立理由の欄は国保連合会に対し再度の考案を求めるため、やわらかい表現で記入すること。

また、以下に該当する場合は明細書の再提出はできない。

- ・国保連合会における審査月から6か月を経過した明細書
- ・診療点数10点未満の軽微な明細書
- ・明細書の欄外の項目で記載内容に漏れがあり、内容を書き入れれば済むもの

9 その他

- (1) 受注者は、点検作業を実施した日毎に、作業報告書を発注者へ提出し、その月の最終点検日に月分の作業報告書を提出すること。
- (2) 契約金額には、点検要員の点検場所への移動に係る交通費等の経費、社会保険等の経費を全て含むこと。
- (3) 同時に出張する点検要員は、原則6人までとする。
- (4) 本業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、発注者の承認を得ずに他に漏らし、またはその他の目的に利用してはならない。
- (5) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。